

第1部 枚方市の環境行政

【1】環境基本条例と環境基本計画

1. 環境基本条例

私たちは地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題から河川の汚濁や自動車排出ガスによる大気汚染などの身近な環境問題まで、様々な問題を抱えています。こうした問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄といった私たちの毎日の生活が大きな原因となっています。先人から受けついできた豊かな環境を将来に引き継いでいくためには、私たち一人ひとりがこうした問題を認識し、毎日の生活の中でできることから取り組みを進め、環境の保全と創造を進めていかなければなりません。

これらのことから、国は平成5年に環境保全の基本理念となる環境基本法を制定しました。その中で地方公共団体は基本理念にのっとり、環境保全に関し、施策を策定し実施する責務を有するとしています。本市では、環境基本法を受け、平成10年3月に枚方市環境基本条例を制定しました。同条例は、本市の環境についての基本的な考え方や取り組みの方向性を示しています（P132 第4部 資料編（枚方市環境基本条例）参照）。

2. 第2次枚方市環境基本計画の策定

枚方市環境基本計画は、枚方市環境基本条例第9条に基づき環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための環境行政のマスタープランとして、平成13年2月に策定し、市民、事業者とともに環境保全の取り組みを進めてきました。しかし、同計画の策定から10年が経過し、地球温暖化対策の本格化や生物多様性の重要性の高まりなど、環境を取り巻く社会状況が大きく変化してきました。これらの社会状況等の変化やこれまでの環境保全の取り組みを踏まえ、より具体性・実効性の高い基本計画とするため、同計画の見直しを行い、平成23年3月に第2次枚方市環境基本計画を策定しました。

（1）計画期間

平成23年度から平成32年度までを計画期間とします。なお、本市を取り巻く社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。概ね5年後に中間見直しを行います。

（2）めざすべき環境像

枚方市環境基本条例の基本理念等を踏まえ、めざすべき環境像を「みんなでつくる、環境を守りはぐくむまち 枚方」として設定しています。

（3）基本目標

めざすべき環境像を実現するため、めざすべきまちの姿である5つの基本目標を設定しています。

基本目標1 【人づくり】

すべての主体が環境保全活動に参加するまち

一人ひとりが高い環境意識を持ち、すべての主体が連携・協力しながら、自主的・積極的に環境保全活動を推進するまちをめざします。

基本目標2 【地球環境】

地球環境への負荷が少ないまち

エネルギーの有効利用など地球温暖化防止に向けた取り組みを積極的に推進するまちをめざします。

基本目標3 【自然環境】

豊かな自然が保全され、人と自然とが共生するまち

市内の優れた自然環境を保全するとともに、市内にある多様な生態系が守られ、人と自然とが共生するまちをめざします。

基本目標4 【都市環境】

環境に配慮された快適な都市空間が確保されたまち

環境にやさしい都市基盤や交通体系が整備され、歴史文化遺産の保全と活用ができるまちをめざします。

基本目標5 【生活環境】

安心して暮らすことができる良好な環境が確保され、資源が循環しているまち

廃棄物の発生抑制など循環型社会を形成するとともに、澄んだ空気、清らかで豊かな水、静けさなどが確保された安心して健康に暮らすことができる良好な生活環境を将来の世代に引き継ぐことのできるまちをめざします。

(4) 計画の推進

市民、市業者、行政がそれぞれの役割を踏まえ、自主的・積極的に取り組みを推進するとともに、相互に連携・協力して計画を推進していきます。また、計画の進行管理については、環境マネジメントシステムに基づき行い、施策・事業の進捗状況等の結果については、学識経験者・市民・各種団体などの委員で構成している「枚方市環境審議会」に報告し、意見・提言を受けるとともに、適宜公表していきます。

【2】環境保全のための組織

1. 審議会等

(1) 環境審議会

枚方市環境審議会は、本市における環境の保全と創造に関する基本的な事項を調査審議するため、環境基本法及び枚方市環境基本条例に基づき、平成10年7月2日に設置しました。

平成23年3月31日現在、委員は22名です。

なお、平成22年度における審議状況は、表1-2-1のとおりです。

表 1-2-1 平成 22 年度 枚方市環境審議会における審議状況

開催年月日	審 議 の 内 容 等	
平成 22 年 7 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長及び副会長の選出 ・枚方市環境基本計画の見直しに係る基本的な考え方について（諮問） ・平成 21 年度環境調査結果及び工場・事業所の規制状況について（報告） 	
平成 22 年 8 月 3 日	環境基本計画改定部会	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長及び副部会長の選任 ・審議スケジュールについて ・枚方市の環境の現状と課題について
平成 22 年 9 月 7 日	環境基本計画改定部会	<ul style="list-style-type: none"> ・枚方市環境基本計画に基づく主な取組について ・基本目標について ・施策の体系について
平成 22 年 10 月 1 日	環境基本計画改定部会	<ul style="list-style-type: none"> ・部会報告案について
平成 22 年 10 月 15 日	環境基本計画改定部会	<ul style="list-style-type: none"> ・部会報告案について
平成 22 年 10 月 29 日	環境基本計画改定部会	<ul style="list-style-type: none"> ・部会報告案について
平成 22 年 11 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・枚方市環境基本計画の見直しに係る基本的な考え方について（部会報告） ・答申案について 	
平成 22 年 11 月 26 日	【答申】枚方市環境基本計画の見直しに係る基本的な考え方について	

(2) 環境影響評価審査会

枚方市環境影響評価審査会は、環境影響評価に関する手続き等を適正かつ円滑に推進するため、市長の諮問に応じて、環境影響評価制度に関する重要事項等について、調査・審議するものです。

同審査会は、環境影響評価に関し学識経験を有する者のうちから市長が委嘱した者で組織し、平成5年7月1日に設置しました。

平成23年3月31日現在、委員は14名です。

なお、平成22年度における審議状況は、表1-2-2のとおりです。

表 1-2-2 平成 22 年度 枚方市環境影響評価審査会における審議状況

開催年月日	審 議 の 内 容 等
平成 23 年 3 月 9 日	東部スポーツ公園整備事業に係る環境影響評価事前計画書について

(3) 風俗営業等審査会

枚方市風俗営業等審査会は、本市におけるラブホテル・ぱちんこ遊技場の建築及び風俗営業に係る同意について審査するため、枚方市風俗営業等審査会設置条例の規定により、昭和49年4月1日に設置しました（平成10年4月1日に生活環境審議会から名称変更）。

平成23年3月31日現在、委員は8名です。

なお、平成22年度は、同審査会の開催はありませんでした。

(4) 廃棄物減量等推進審議会

廃棄物減量等推進審議会は、本市における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び枚方市廃棄物減量等推進審議会条例により平成6年10月1日に設置しました。

平成23年3月31日現在、委員は17名です。

なお、平成22年度における審議状況は、表1-2-3のとおりです。

表 1-2-3 平成22年度 枚方市廃棄物減量等推進審議会における審議状況

開催年月日	審議の内容等
平成22年 6月 8日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度ごみ処理実績の報告について ・一般廃棄物会計基準に関する研修
平成22年 9月 9日	<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水処理基本計画の進捗報告について ・新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画（改訂版）の進捗管理について
平成23年 3月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画（改訂版）の進捗管理について ・一般廃棄物会計基準におけるごみ処理経費の平成21年度実績の報告について

2. 環境行政推進本部

省エネルギーやリサイクルの推進など、環境負荷の低減に配慮する職場「エコオフィス」を実現するため、市長を本部長とする枚方市エコオフィス推進本部を平成12年1月に設置しました。平成13年2月には環境管理推進本部に改称し、ISO14001や枚方市役所の地球温暖化防止についての取り組みの進行管理を行ってきました。その後、平成16年12月に環境基本計画に基づく施策の総合的な調整と進行管理を行う環境行政推進本部に統合しました。

環境行政推進本部では、本市における環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、環境基本条例の運用に関する事、環境基本計画の推進及び改定に関する事、市内における環境マネジメントシステムの構築等や、エコオフィスの推進に関する事などについて、調査審議し、決定しています。

表1-2-4に平成22年度の開催状況を示します。

表 1-2-4 平成 22 年度における環境行政推進本部の開催状況

開催日	件名
平成 22 年 6 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムの見直しに関する情報について ・平成 22 年度からの環境マネジメントシステムについて ・枚方市環境基本計画第 3 次実施計画（平成 21 年度）実施結果について ・『枚方市役所CO₂削減プラン』の平成 21 年度の実績について ・グリーン購入実施行動計画の施行に基づく平成 21 年度の結果及び平成 22 年度の対象品目、目標達成率について
平成 22 年 8 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度 ISO 14001 更新審査について
平成 22 年 12 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・枚方市環境基本計画の改定について
平成 23 年 2 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次枚方市環境基本計画（案）のパブリックコメントにおいて提出された意見の概要とそれらに対する市の考え方について ・第 2 次枚方市環境基本計画（案）の環境指標について
平成 23 年 3 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次枚方市環境基本計画について

3. 国・大阪府・他の自治体との連携

大気汚染や水質汚濁、交通問題など、環境や公害に関する共通する課題または地球環境の問題などへの対応については、国や大阪府と連携し、協力を図りながら、広域的な視点から取り組んでいます。

(1) 低炭素都市推進協議会

低炭素都市推進協議会は、低炭素型の都市・地域づくりに向けて、環境モデル都市の優れた取り組みの全国展開を図るとともに、低炭素社会づくりに積極的に取り組む海外の都市と連携し、我が国の優れた取り組みを世界に発信することを目的に、平成20年12月に設立されました。

同協議会は、内閣官房が事務局を担い、各省庁、都道府県、市区町村、政府関係機関等で構成し、低炭素都市の実現に向けた取り組みの検討を行っています。

本市は平成20年度に加入し、平成21年度からグリーン・エコノミーワーキンググループに参加しています。

(2) 環境自治体会議

環境自治体会議は、環境政策に熱心に取り組む自治体のネットワークで、市町村長、議員、自治体職員等が、市民や研究者とともに、環境施策のあり方全般について討議、研究及び交流することを目的として平成4年に設立され、本市は平成13年に加入しました。

平成22年度は、5月26日～28日に福岡県筑後市、大川市、大木町にて、「巡って、戻って、つないで生きよう」をテーマに、共同開催されました。

(3) 大阪府フロン対策協議会

大阪府フロン対策協議会は、多方面で使用されている家庭用電気冷蔵庫、ルームエアコン、カーエアコン、業務用冷凍空調機等に含まれているフロンの大気放出防止に資する啓発活動を行うとともに、フロンの適切な処理を推進することにより、成層圏におけるオゾン層の保護及び地球温暖化防止に寄与することを目的としています。

同協議会では、フロンの回収、処理を推進するための啓発事業を行っています。

(4) 北河内公害・環境行政研究協議会

北河内公害・環境行政研究協議会は、北河内地区の7市（守口市、門真市、寝屋川市、四條畷市、大東市、交野市及び枚方市）の公害・環境行政の円滑な運営と進展を図るとともに、公害・環境行政担当者が緊密な連携をもち、資質の向上を図ることを目的として設立されました。

平成22年度は、地球温暖化対策、大阪府権限移譲候補事務、アスベスト対策、光化学スモッグへの対応、環境教育、苦情処理事例研究等を議題として、定例会が8回開催されました。

(5) 大阪府酸性雨調査連絡会（APSN-OSAKA）

大阪府酸性雨調査連絡会（APSN-OSAKA）は、ローカルな大気汚染問題と長距離越境汚染問題とを含む酸性雨について、大阪府域における状況を把握するため、大阪府及び本市を含む府下自治体により平成元年度に組織された連絡会で、調査研究が進められています。

(6) 大阪府アライグマ対策連絡協議会

大阪府アライグマ対策連絡協議会は、アライグマ対策の促進を図ることを目的としており、捕獲状況等の情報交換、普及啓発、安楽死措置等の事務を行っています。

平成22年度は本市で15頭、大阪府全体では1,059頭の捕獲がありました。

【3】環境影響評価

1. 環境影響評価（環境アセスメント）制度の推進

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、開発事業者が自ら環境の現況を調査し、事業に伴う環境への影響を予測・評価するとともに、その過程を公表し、行政や住民が必要な意見を述べることによって環境への影響をできるだけ回避・低減した事業の展開を促していく仕組みをいいます。

本市では、昭和62年3月30日の枚方市公害対策審議会（当時）からの答申を踏まえ、枚方市環境影響評価条例を平成4年12月21日に制定し、平成5年10月1日から施行しています。

本条例の手続きは、図1-3-1に示すとおりで、表1-3-2に示す14種類の事業を実施しようとする事業者は、事業の内容、環境影響評価の項目（表1-3-1参照）などを記載した事前計画書を作成し、市長に提出します。事業者は、事前計画書の内容に基づいて、調査、予測及び評価を実施し、その結果を準備書として市長に提出します。市長は、その内容について、住民の意見や環境影響評価審査会の答申を踏まえて検討して審査書を作成します。事業者は審査書の内容を踏まえて、評価書を作成します。

図 1-3-1 環境影響評価条例の手続きフローチャート

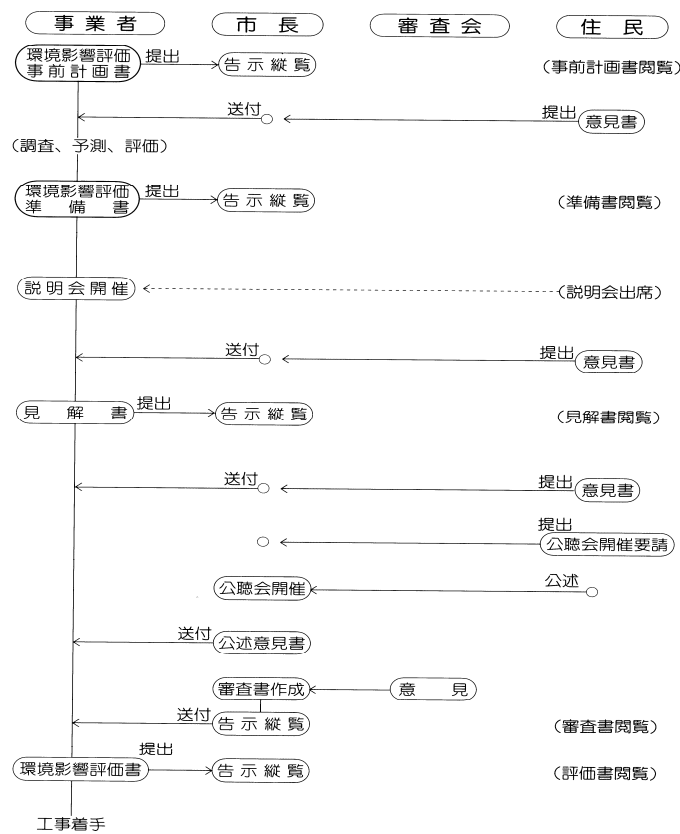


表 1-3-1 環境影響評価項目

公 害	自 然 環 境	社会・文化環境
大 気 汚 染	動 植 物	廃 棄 物
水 質 汚 濁	緑 の 量	日 照 阻 害
騒 音		電 波 障 害
振 動		風 害
低周波空気振動		景 観
悪 臭		安 全 性
土 壌 汚 染		コ ミ ュ ニ テ ィ
地 盤 沈 下		歴 史 的 環 境

表 1-3-2 環境影響評価条例対象事業

種類	要件
1. 道路の建設	<ul style="list-style-type: none"> 道路の新設または車線数の増加を伴う改築で、新設または改築後の車線数が4以上で、その区間の延長が1km以上のもの 高速自動車国道及び自動車専用道路の新設または改築
2. 鉄道、軌道またはモノレールの建設	鉄道、軌道またはモノレールの新設または改良（改良にあつては、線路の増設または道路との連続立体交差化に係るものに限る。）
3. ヘリポートの建設	陸上ヘリポートの新設または改良（改良にあつては、滑走路の新設、延長または位置の変更に限る。）
4. 廃棄物処理施設の建設	<ul style="list-style-type: none"> 処理能力が100トン/日以上のごみ処理施設の新設または増設 処理能力が50kL/日以上の上昇処理施設（し尿浄化槽を除く）の新設または増設 敷地面積が9,000m²以上または建築面積が3,000m²以上の産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く）の新設または増設 埋立面積が1ha以上の一般廃棄物または産業廃棄物の最終処分場の新設または増設
5. 終末処理場の建設	計画処理水量が30,000m ³ /日以上の上昇処理場の新設
6. 工場または事業場の建設	工場または事業場の新設または増設で、 <ul style="list-style-type: none"> 敷地面積が9,000m²以上または建築面積が3,000m²以上のもの 最大乾き排出ガス量が、40,000Nm³/時以上のもの 公共用水域への最大排出水量が1,000m³/日以上のもの
7. 住宅団地の建設	施行区域の面積が3ha以上のもの
8. 土地区画整理事業	施行区域の面積が3ha以上のもの
9. 市街地再開発事業	施行区域の面積が3ha以上のもの
10. 池の埋立て	埋立面積が3ha以上のもの
11. 樹木の伐採等を伴う土地形質の変更	樹木の伐採等の面積が3ha以上のもの
12. 都市公園の設置	施行区域の面積が3ha以上のもの
13. 開発行為を伴う事業	施行区域の面積が3ha以上のもの
14. その他の事業	対象事業と同程度に、地域の環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると市長が認めるもの

2. 環境影響評価制度の運用状況

平成22年度に枚方市環境影響評価条例に基づく手続きが実施された事業は、東部スポーツ公園整備事業（表1-3-3参照）です。なお、本条例に基づく受理状況は表1-3-4のとおりです（表1-3-5参照）。

表 1-3-3 平成 22 年度に手続きを行った事業の概要

事業の名称	東部スポーツ公園整備事業	
事業の種類	都市公園の設置	
事業計画地	枚方市大字尊延寺 2987-1	
事業の規模	約 78,000 m ²	
各図書 縦覧 開始日	事前計画書	平成 23 年 2 月 23 日
	準備書	未（注）
	評価書	未（注）

（注）平成 23 年 3 月 31 日現在

表 1-3-4 環境影響評価条例に基づく受理状況

種別	年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
環境影響評価事前計画書		①	—	②	—	③	—	④、⑤	—	—	⑥	⑦
環境影響評価準備書		①	—	②	—	③	—	—	④、⑤	—	—	—
環境影響評価書		—	①	—	②	—	③	—	④	⑤	—	—

- ①関西医科大学枚方新病院及び新学舎建設事業
 ②（仮称）都市計画公園車塚公園の設置及び（仮称）北片鉾町地区土地区画整理事業
 ③（仮称）藤阪天神町住宅団地造成事業
 ④（仮称）枚方市長尾荒阪地区宅地開発事業
 ⑤枚方市津田南土地区画整理事業
 ⑥（仮称）枚方楠葉中之芝土地区画整理事業
 ⑦東部スポーツ公園整備事業

表 1-3-5 これまでに手続きを行った事業

事業の名称	事業の種類	事業計画地	事業の規模	評価書縦覧開始日
農地開発事業穂谷地区	樹林の伐採等を伴う土地形質の変更	枚方市大字穂谷 231 他	約 470,000m ²	未（注）
枚方市ごみ処理施設（仮称） 第2清掃工場建設事業	廃棄物処理施設の建設	枚方市大字尊延寺	約 80,600m ²	平成 8 年 8 月 27 日
尊延寺地区開発事業	開発行為を伴う事業	枚方市大字尊延寺 869 他	128,753.59m ²	平成 8 年 11 月 14 日
ダイエー枚方店（仮称）建設事業	開発行為を伴う事業	枚方市北山 1 丁目	82,405.55m ²	未（注）
関西外国語大学新学舎建設事業	開発行為を伴う事業	枚方市上野 3 丁目 他	184,274m ²	平成 13 年 3 月 1 日
関西医科大学枚方新病院及び 新学舎建設事業	開発行為を伴う事業	枚方市新町 2 丁目 300-1	61,110.74m ²	平成 13 年 10 月 17 日
（仮称）都市計画公園車塚公園の 設置及び（仮称）北片鉾町地区 土地区画整理事業	土地区画整理事業及び都市公園の設置	枚方市北片鉾町他	64,800m ²	平成 15 年 12 月 15 日
（仮称）枚方市藤阪天神町住宅団地 造成事業	住宅団地の建設及び樹林の伐採等を伴う土地形質の変更	枚方市大字津田 4620 番 5 他	82,242.79m ²	平成 17 年 5 月 25 日
（仮称）枚方市長尾荒阪地区宅地 開発事業	住宅団地の建設及び樹林の伐採等を伴う土地形質の変更	枚方市長尾荒阪 2 丁目他	255,787.44m ²	平成 19 年 9 月 27 日
枚方市津田南土地区画整理事業	土地区画整理事業及び住宅団地の建設	枚方市津田南町 2 丁目他	52,100.00m ²	平成 20 年 8 月 6 日
（仮称）枚方楠葉中之芝土地区画 整理事業	土地区画整理事業	枚方市楠葉中之芝 2 丁目地区の一部	約 88,700m ²	未（注）
東部スポーツ公園整備事業	都市公園の設置	枚方市大字尊延寺 2987-1	約 78,000m ²	未（注）

（注）平成 23 年 3 月 31 日現在

【4】公害防止制度

1. 枚方市公害防止条例

枚方市公害防止条例（以下「市条例」）は、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法などの公害関係の法令や大阪府生活環境の保全等に関する条例が施設ごとの届出制であるのに対し、原動機的能力等や一定の要件を満たす工場及び事業場（以下「工場等」）について、その設置を許可制としている点が特徴であり、施設等の変更についても軽微なものを除き、許可制としています。

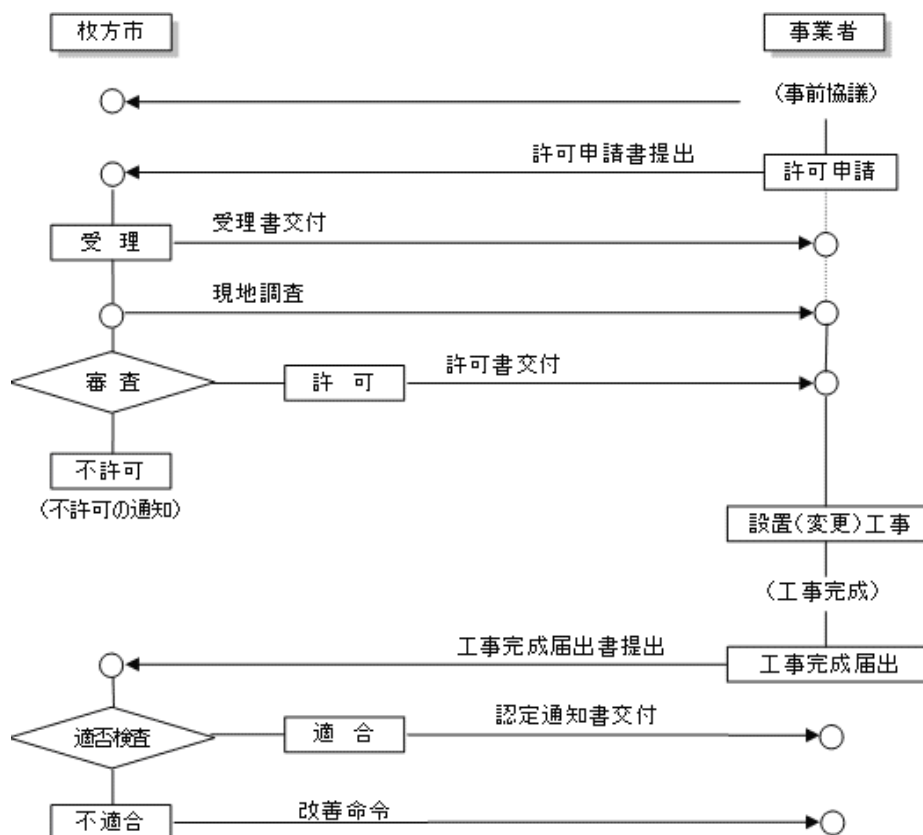
また、地盤沈下の防止を目的として、地下水の採取のための揚水施設の設置についても許可制を取り入れるなど、独自の規制措置を盛り込んでいます。

設置または変更の許可申請に当たっては、市条例及び他の公害関係法令に基づく規制基準の遵守はもとより、周辺の生活環境に配慮し、公害の未然防止を図ることを基本方針としています。許可後、工場等の設置者は、工場等の設置または変更の工事が完成したときに、工事完成届出書を提出し、本市が適否検査を行うことによって、公害の発生防止が図られていることを確認しています。

市条例の許可申請の流れを図1-4-1に示します。

なお、平成22年度の工場等の設置許可件数は10件、変更許可件数は100件で、揚水施設設置許可件数は0件でした。

図1-4-1 枚方市公害防止条例に基づく許可申請の流れ



2. 公害防止協定

公害防止協定は、市条例第15条の規定に基づき、生活環境の保全を図るため特に必要とする事業者と締結しています。この協定は本市と事業者とが直接締結することを基本としていますが、本市と工業団地に加盟する複数の事業者が1つの協定を締結しているものもあります。

平成23年3月31日現在、本市と公害防止協定を締結している工場等は42社です。

3. 公害防止管理者制度

公害防止管理者制度は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律により、一定規模以上の施設を設置する特定工場における公害防止組織の整備を図ることにより、特定工場からの公害の発生を未然に防ぐことを目的として作られた制度です。

特定工場では公害防止統括者、公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者を選任し、届け出なければならず、公害防止統括者等は、公害の発生を未然に防ぐための措置の実施等を行わなければなりません。

なお、大阪府から事務移譲により、平成22年10月1日から特定工場における公害防止組織の整備に関する法律による届出事務に基づくすべての届出が本市に移管されました。